

東広島都市計画地区計画の変更(東広島市決定)

都市計画志和流通団地地区地区計画を次のように変更する。

名 称		志和流通団地地区地区計画			
位 置		東広島市志和流通の一部及び志和町冠の一部			
面 積		約 31.0ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	山陽自動車道志和インターチェンジに近接し、広島中央テクノポリス開発計画に基づき整備された流通団地を中心とした地区において、建築物に関する制限等を行い、緑化の推進、公害の未然防止を図ることにより、主に流通団地としての機能の維持及び増進と、周辺環境の保全を図ることを目的とする。			
	土地利用の方針	当該地区は、主に流通業務施設の集積による物流拠点の形成及び周辺環境に配慮した土地利用を図る。			
	地区施設の整備の方針	流通団地造成事業等により整備された道路及び公園等、地区施設の機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。 また、既存の工業団地を中心としたB地区については、必要に応じ新たに地区施設を整備するとともに、整備された施設の保全を図る。			
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき建築物の制限を以下に定める。 1 建築物の用途の制限 2 敷地面積の最低限度の制限 3 かき又はさく等の構造の制限			
地区整備計画	地区の区分		名称	A地区	B地区
			面積	約26.3ha	約4.7ha
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	別表に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項第3号から第6号、第8号、第10号、第11号及び同法律施行規則第1条の各号の用に供する用途の建築物についてはこの限りではない。	別表に掲げる建築物において第1号から第13号に該当する建築物は建築してはならない。ただし、流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項第5号及び第11号の用に供する用途の建築物についてはこの限りではない。	
		建築物の敷地面積の最低限度	500㎡	ただし、別表第2号、第3号及び14号のただし書き並びに流通業務市街地の整備に関する法律施行規則第1条の各号に該当する建築物については、この限りではない。	
		かき又はさくの構造の制限	道路に面して設けるかき又はさくの構造は、生垣又は開放性のあるフェンス、鉄柵等の透視可能なものとする、ただし、高さ1.2m以下のもの、門又は門柱はこの限りではない。		
	備考				

「区域は、計画図の表示のとおり」

別表

1	住宅
2	共同住宅、寄宿舍又は下宿 ただし、当該地区に立地する業務の従事者のための共同住宅及び寄宿舍を除く。
3	物品販売業を営む店舗又は飲食店 ただし、その用途に供する部分の面積が100平方メートル以下のものは除く。
4	ホテル又は旅館
5	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
6	カラオケボックスその他これに類するもの
7	勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
8	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
9	学校
10	図書館、博物館その他これらに類するもの
11	病院
12	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
13	風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律における「風俗営業」又は「店舗型風俗特殊営業」を営む施設
14	事務所 ただし、郵便局は除く。
15	工場 ただし、金属、紙、木材、ガラス、繊維その他物資を流通過程において切断、組み立て、包装、こん包等簡易な加工を行い製品化する事業に供するものは除く。

